

常務理事	事務長	課長	係

サノフィ健康保険組合 御中

健康保険任意継続被保険者資格取得申出書

任意継続の資格を取得した後、毎月の納付期限までに保険料を納入しなかった場合には健保法第38条に基づき、翌日をもって資格喪失となることを了解いたします。

健康保険被保険者証		氏名		性別	生年月日	
記号	番号	Ⓜ		男 女	昭平	
					年	月
住所						
〒						
電話				携帯電話		
口座情報（本人のものに限る）注）保険料の還付、返金が発生した場合にのみ使用。保険料の自動引落はできません。						
金融機関名：		支店名：		口座種別：		
口座番号：		口座名義（カタカナ）：				
勤務していた事業所名				資格喪失日（退職日の翌日）		
				平成 年 月 日		

被扶養者届						
氏名	性別	生年月日	続柄	職業	状況	
	男 昭平	年 月 日			同居 別居	有り（ ）円/月 無し
	女	年 月 日			同居 別居	有り（ ）円/月 無し
	男 昭平	年 月 日			同居 別居	有り（ ）円/月 無し
	女	年 月 日			同居 別居	有り（ ）円/月 無し
	男 昭平	年 月 日			同居 別居	有り（ ）円/月 無し
	女	年 月 日			同居 別居	有り（ ）円/月 無し

納付方法（どちらかにしを入れてください。）	
<input type="checkbox"/> 毎月払い 毎月10日までに支払い	<input type="checkbox"/> 前納払い 翌年3月分までを一括支払い 前納された保険料は、次の理由以外では返還できませんので、ご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> ● 就職して健康保険被保険者となったとき ● 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき ● 被保険者本人が死亡したとき

● 同月得喪・・資格を取得した月に喪失した場合の保険料は、返金することができません。

例）4月1日に任意継続取得、4月15日に任継を喪失→返金できません。
4月1日に任意継続取得、5月15日に任継を喪失→返金できます。